

亀山市納涼大会開催に係る露店等営業に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、三重県暴力団排除条例（平成22年三重県条例第48号）、亀山市暴力団排除条例（平成23年亀山市条例第1号）及び亀山市火災予防条例（平成17年亀山市条例第147号）に基づき、暴力団排除を推進するとともに、露店等（商品の販売やサービスの提供等を目的として、臨時的に出店するものをいう。以下同じ。）の営業者の自由な経済活動と秩序ある営業行為を促進し、かつ、来場者の安全を確保することをもって社会環境の維持と亀山市納涼大会の健全な運営を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(露店等の出店申込)

第2条 亀山市納涼大会の会場内において露店等を営業しようとする者（以下「出店者」という。）は、亀山市納涼大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対し、露店等出店申込書・同意書（様式第1）を提出し、確認を受けなければならない。

(出店の条件)

第3条 出店者は、市内に所在がある事業所、団体とする。

2 出店者は出店にあたり、実行委員会に出店料として1,000円を納付するものとする。ただし、実行委員会に協賛金を納付した事業所、団体については、出店料を免除する。

(確認証の交付)

第4条 実行委員会は、露店等を営業することが適当と認めるときは、出店者に対し、出店確認証（様式第2）を交付するものとする。

(出店の拒否)

第5条 実行委員会は、出店者、責任者及び使用人が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、出店確認証を発行しないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

(2) 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下「配偶者」という。）。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団又は暴力団員若しくは配偶者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するもの。
- (4) 法人でその役員又は主要な使用人が暴力団員等であるもの。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ又はその業務の補助者として使用するもの。
- (6) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与しているもの。

(関係機関への意見聴取)

第6条 実行委員会は、第2条の確認をしようとするときは、第4条各号に掲げる事由の有無について関係機関に意見を聴くことができる。

(出店確認証の掲示等)

第7条 出店者は、実行委員会から交付を受けた出店確認証を店舗の外部からわかり易い場所に掲示して営業を行なわなければならない。

また、露店等の営業に従事する者は、身分を証明するものを携帯しなければならない。

(出店者の遵守事項)

第8条 出店者は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 出店場所及びその周辺を破損、汚損等しないこと。万が一、破損、汚損等が生じた場合は、原状復旧すること。
- (2) 出店に際して発生したゴミ等については、原則出店者が持ち帰るものとし、その場に放置しないこと。
- (3) 人の往来を妨げるような出店をしないこと。また、火気器具や突起物など、来場者に危害を及ぼすおそれがあるものについては、適切に対策を講じておくこと。
- (4) 火気器具等を使用する場合には消火器を設置すること。
- (5) ガソリン等の危険物を会場に持ち込まないこと。ただし、実行委員会が安全対策を確認し、使用を認める場合はこの限りではない。
- (6) 食品を扱う場合は、食品衛生法等を遵守し、食の安全・安心に細心の注意を払うこと。また、実行委員会等から要請があった場合には速やかに書類等を提出すること。

(出店の取消し)

第9条 実行委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、出店を取り消すことができる。

- (1) 出店者、責任者及び使用人が、第4条各号に該当すると判明した場合。
- (2) 提出書類の記載事項が事実と異なることが判明した場合。
- (3) 来場者及び他の出店者に対し迷惑をかける行為等を行った場合。
- (4) 第7条の遵守事項に反した場合。
- (5) その他実行委員会が適当でないと認めた場合。

(撤去等の措置)

第10条 実行委員会は、関係機関と連携の上、撤去等必要な措置を講じることができる。この場合、撤去等に要する費用は全て出店者の負担とする。

(責任者及び従事者の変更)

第11条 出店者は、やむを得ず事前に申請した者以外の者を責任者及び従事者として営業に当たらせるときは、改めて、当該責任者及び従事者の氏名、住所、生年月日を実行委員会に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成26年4月14日から施行する。

(施行期日)

この規約は、令和6年4月10日から施行する。